

27 受文科高第1893号

中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

平成28年 1月26日

文部科学大臣 馳 浩

(理由)

公益財団法人大学基準協会より、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1項第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

平成 27 年 11 月 25 日

文 部 科 学 大 臣
馳 浩 殿

公益財団法人 大学基準協会
会長 永 田 恭 介

認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 公益財団法人大学基準協会 定款
- 2 登記簿謄本
- 3-1 平成 26 年度収支決算書、監査報告書
- 3-2 今後 5 年間の収支見込計画
- 4 認証評価実施実績校一覧
- 5 公益財団法人大学基準協会事務局組織規則
- 6 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価に関する規程
- 7 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院基準
- 8 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価年間スケジュール
- 9 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価組織体制図
- 10 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価検討委員会名簿
- 11 認証評価対象専門職大学院一覧
- 12-1 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院基準（案）に対するパブリックコメント依頼文書等
- 12-2 グローバル・コミュニケーション系専門職大学院基準（案）に対する意見募集の結果について
- 13-1 評価手数料に関する規程

- 13-2 公益財団法人大学基準協会情報開示に関する内規
- 13-3 公益財団法人大学基準協会経理規程

事務連絡担当者
公益財団法人 大学 基準 協会
大学評価・研究部 審査・評価系
主幹 原 和世
TEL : 03-5228-2200

(公財) 大学基準協会の概要と今回の申請概要について

1. 法人の概要

- 設立目的
内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献することを目的とする。
- 設立年月日
昭和34年12月18日（文部大臣による設立許可）
- 所在地
東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13
- 組織等
役員：理事29名、監事（非常勤）2名
会長 永田 恭介（筑波大学 学長）
会員校：正会員352大学、賛助会員150大学（平成27年9月1日現在）
- 予算
平成26年度事業活動費 493,158,000円
- 業務
 - ①大学の教育研究活動等に関する第三者評価
 - ②大学の質的向上のための大学基準等の設定及び改善とその活用
 - ③内外の大学に関する資料の調査及び研究
 - ④大学の教育研究活動等の改善のための助言援助並びに情報の提供
 - ⑤大学の質的向上に必要な研究会及び協議会等の開催
 - ⑥大学の教育研究活動等に関する国際間の情報の交換並びに協力
 - ⑦大学の教育研究活動等に関する資料の刊行
 - ⑧その他目的を達成するために必要な事業
- 認証評価の実施実績
 - ・機関別評価
 - 大 学：324大学（平成16年度～）
 - 短期大学：16大学（平成19年度～）
 - ・専門職大学院分野別評価
 - 法科大学院：34専攻（平成19年度～）
 - 経 営 系：46専攻（平成20年度～）
 - 公 共 政 策：6専攻（平成22年度～）
 - 公 衆 衛 生：3専攻（平成23年度～）
 - 知 的 財 産：3専攻（平成25年度～）

2. 今回申請のあった評価事業の概要

- 認証評価の対象
専門職大学院（グローバル・コミュニケーション）
（学位名称：英語教育修士（専門職）、日本語教育修士（専門職）、
発信力実践修士（専門職）など）

- 大学評価基準（案）
大学評価基準（案）は、8の「大項目」を設けており、その下に「項目（22項目）」及び項目に対応した「評価の視点（97視点）」を設定する。

- 評価結果（案）及び判定方法（案）
適合、不適合
上記以外に、優れた点及び改善が必要とされる点を総合的かつ簡潔に「総評」として記載。指摘すべき事項が認められた場合は、「提言」（「長所」「特色」「勧告」又は「検討課題」）として別途記載する。

- 評価手数料の額（案）
1専攻 350万円

- 対象専門職大学院（平成28年1月現在）
 - ・平成20年度開設
国際教養大学グローバル・コミュニケーション実践研究科
入学定員：30名

**第8期中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会**

臨時委員：平成27年3月24日発令

(臨時委員) 4名

| | |
|-------|----------------------|
| 小畑秀文 | 独立行政法人国立高等専門学校機構長 |
| 佐藤東洋士 | 学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長 |
| 佐野慶子 | 公認会計士 |
| 前田早苗 | 千葉大学普遍教育センター教授 |

(有識者) 2名

| | |
|------|----------------------|
| 米澤彰純 | 名古屋大学大学院国際開発研究科准教授 |
| 伊藤祐郎 | 東京外国語大学留学生日本語教育センター長 |

計 6名

認証評価制度について

平成16年度から、第三者による評価制度として「認証評価制度」が施行。

大学は、文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが義務づけられている。(学校教育法第109条)

1. 目的

評価機関が評価結果を公表することにより、大学が社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善することを促すものであり、大学の教育研究の質の向上を目的とする。

2. 評価の種類と周期

- ①大学の教育・研究、組織・運営及び施設・設備の総合的な状況について、7年以内ごとに評価。(機関別評価)
 - ②専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について5年以内ごとに評価(分野別評価)
- (学校教育法第109条、学校教育法施行令第40条)

3. 評価機関の認証

評価機関は、大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであることなど、法に定める一定の基準を満たすことを条件として、文部科学大臣の「認証」を受けることとなる。(学校教育法第110条第2項)

文部科学大臣が評価機関を認証するときには、中央教育審議会へ諮問が必要。(学校教育法第112条)

4. 大学評価基準

認証評価機関は自ら定める大学評価基準に基づいて評価を行う。

大学評価基準については文部科学省令において大枠(※)が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定めることとなる。

(※)文部科学省令において定める大学評価基準の大枠

1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること
 2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること
 3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること
 - ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織
 - ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑦財務、⑧その他教育研究活動等
- (学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 第1条)

5. 評価の方法

認証評価の方法については、①自己点検・評価の結果分析及び②教育研究活動等の状況についての実地調査の実施が全ての認証評価機関に義務付けられている。

(学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第1条)

6. 評価結果の公表等

認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。(学校教育法第110条第4項)

認証評価機関一覧（平成27年4月1日現在）

(1) 機関別

【大学】

| | |
|--------------------|----------------|
| 公益財団法人 大学基準協会 | (平成16年8月31日認証) |
| 独立行政法人 大学評価・学位授与機構 | (平成17年1月14日認証) |
| 公益財団法人 日本高等教育評価機構 | (平成17年7月12日認証) |

【短期大学】

| | |
|-------------------|----------------|
| 一般財団法人 短期大学基準協会 | (平成17年1月14日認証) |
| 公益財団法人 大学基準協会 | (平成19年1月25日認証) |
| 公益財団法人 日本高等教育評価機構 | (平成21年9月4日認証) |

【高等専門学校】

| | |
|--------------------|----------------|
| 独立行政法人 大学評価・学位授与機構 | (平成17年7月12日認証) |
|--------------------|----------------|

(2) 専門職大学院

【法科大学院】

| | |
|--------------------|----------------|
| 公益財団法人 日弁連法務研究財団 | (平成16年8月31日認証) |
| 独立行政法人 大学評価・学位授与機構 | (平成17年1月14日認証) |
| 公益財団法人 大学基準協会 | (平成19年2月16日認証) |

【経営(経営管理, 技術経営, ファイナンス, 経営情報)】

| | |
|----------------|-----------------|
| 一般社団法人 ABEST21 | (平成19年10月12日認証) |
|----------------|-----------------|

【経営(経営学, 経営管理, 国際経営, 会計, ファイナンス, 技術経営)】

| | |
|---------------|---------------|
| 公益財団法人 大学基準協会 | (平成20年4月8日認証) |
|---------------|---------------|

【会計】

| | |
|--------------------|-----------------|
| 特定非営利活動法人 国際会計教育協会 | (平成19年10月12日認証) |
|--------------------|-----------------|

【助産】

| | |
|--------------------|---------------|
| 特定非営利活動法人 日本助産評価機構 | (平成20年4月8日認証) |
|--------------------|---------------|

【臨床心理】

| | |
|----------------------|---------------|
| 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会 | (平成21年9月4日認証) |
|----------------------|---------------|

【公共政策】

| | |
|---------------|----------------|
| 公益財団法人 大学基準協会 | (平成22年3月31日認証) |
|---------------|----------------|

【ファッション・ビジネス】

| | |
|-------------------|----------------|
| 公益財団法人 日本高等教育評価機構 | (平成22年3月31日認証) |
|-------------------|----------------|

【教職大学院, 学校教育】

| | |
|-----------------|----------------|
| 一般財団法人 教員養成評価機構 | (平成22年3月31日認証) |
|-----------------|----------------|

【情報, 創造技術, 組込み技術, 原子力】

| | |
|--------------------|----------------|
| 一般社団法人 日本技術者教育認定機構 | (平成22年3月31日認証) |
|--------------------|----------------|

【公衆衛生】

| | |
|---------------|---------------|
| 公益財団法人 大学基準協会 | (平成23年7月4日認証) |
|---------------|---------------|

【知的財産】

| | |
|----------------|-----------------|
| 一般社団法人 ABEST21 | (平成23年10月31日認証) |
| 公益財団法人 大学基準協会 | (平成24年3月29日認証) |

【ビューティビジネス】

| | |
|---------------------|----------------|
| 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 | (平成24年7月31日認証) |
|---------------------|----------------|

【環境・造園】

| | |
|---------------|----------------|
| 公益社団法人 日本造園学会 | (平成24年7月31日認証) |
|---------------|----------------|